

建物の新築・建替えの際は必ず届出を！

～住居番号の付番についてのお知らせ～

住居表示が実施された地区で建物を新築または建替えた際には、
住居番号付番のための「届出」が必要です。

届出に先立ち、下記の事項をご確認ください。

届出の時期

- ・建物の完成後
- ・建物の完成前で玄関など主な出入口が確認できる段階のもの（足場がない状態）

※なお、住居表示を実施していない地区については、届出は必要ありません。

※届出から通知まで 14 日程度かかりますので、

完成前の段階での届出をおすすめします。

届出に必要な書類

- ①新築届（窓口配布、市ホームページからもダウンロード可）
- ②建築確認済証（計画変更等があれば当該書類）
- ③見取図（案内図）、④配置図、⑤各階の平面図
- ⑥立面図（高さが図示されていない場合は断面図も提出）
- ⑦公図（最新のもの）、⑧建物の完成状況と接道箇所の確認が出来る道路側から撮った写真（2 方向以上）

※②～⑥は建築確認申請書と同じ内容のものがが必要です。

※②～⑦についてはコピーでも可。

※提出された書類は返却できません。

届出から付番まで

- ・届出後、建物の出入口などを確認するため現地調査を行う場合があります。
- ・届出から付番までの事務処理の標準期間は 14 日です。
- ・詳細調査が必要な場合は、さらに期間を要する場合があります。
- ・処理後、**住居番号付番通知書**と**住居表示板**を窓口で交付します。

ご注意ください！

- ・この届出は、住居番号を決めるものです。届出をせず、地番等により住民登録や法人登録を行った場合、後で修正が必要です。
- ・上下水道局にて給水装置工事検査の際に正しい住居番号が必要となりますので、必ず届出してください。
- ・建替えの場合でも住居番号が変更となることがありますので、届出が必要です。
- ・住民登録の際に住居番号付番通知書を提示して頂きますようお願いします。

※特に区画整理完了地区は、所在地と住居番号が類似していますので、注意してください。

（例）【所在地（土地地番）】沖縄市高原七丁目 35 番 3

【住居表示（住居番号）】沖縄市高原七丁目 35 番 1 号

届出の窓口・お問い合わせ先

沖縄市役所 都市整備室 都市計画課（5F）

TEL：939-1212（内線 2518） FAX：939-7341

届出が必要な地区

（住居表示実施地区）

安慶田	1～5 丁目
明 道	1 丁目
泡 瀬	1～6 丁目
池 原	1～5 丁目
上 地	1～4 丁目
大 里	1～3 丁目
海 邦	1～2 丁目
嘉間良	1～3 丁目
久保田	1～3 丁目
越 来	1～3 丁目
古 謝	1～3 丁目
古謝津嘉山町	
胡 屋	1～7 丁目
城 前 町	
住 吉	1～2 丁目
園 田	1～3 丁目
高 原	1～7 丁目
知 花	1～6 丁目
中 央	1～4 丁目
照 屋	1～5 丁目
桃 原	1～4 丁目
仲 宗 根 町	
登 川	1～3 丁目
東	1～2 丁目
比屋根	1～7 丁目
松 本	1～7 丁目
美 里	1～6 丁目
美里仲原町	
南桃原	1～4 丁目
美 原	1～4 丁目
宮 里	1～4 丁目
室 川	1～2 丁目
諸見里	1～3 丁目
八重島	1～3 丁目
山 内	1～4 丁目
山 里	1～3 丁目
与 儀	1～3 丁目